

鹿屋市告示第 164 号

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令 和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を削り、同項第2号中「令和7年4月1日以後に生まれた」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「令和7年4月1日以後に生まれた」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「令和7年4月1日以後に生まれた」を削り、同号を同項第3号とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。